

第 3 回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成 22 年 3 月 15 日（月）午前 9 時 30 分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

— 開会 午前 9 時 30 分 —

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	山口 由美子
委 員	平上 博文

事務局の出席

教育次長	重川 忠道
教育総務課長	平根 真澄
学校教育課長	御堂岡 健
生涯学習課長	木原 則彦

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	平上 博文

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 教育長報告 |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 人事案件について |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び江田島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 江田島市教育委員会事務局決裁規程の一 |

部を改正する訓令案について

日程第7 議案第10号 江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について

日程第8 議案第11号 江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案について

日程第9 議案第12号 平成22年度教育委員会に係る予算について

その他

大石
委員長

おはようございます。それでは定例教育委員会を開催いたします。まず、教育長報告をお願いいたします。

万治
教育長

おはようございます。

それでは、教育長報告をさせていただきます。

2月25日(木)市教育委員会議がございました。会議終了後は教育委員の皆さんと、事務局職員とで府中学園へと視察研修にまいりました。

2月26日(金)ふれあいの里にて、グランドゴルフの体験を教育委員の皆さんと、事務局職員とで体験いたしました。

3月1日(月)大柿高等学校卒業式がございました。

3月2日(火)3月定例市議会が市議会棟でございました。

3月4日(木)やはり市議会棟で、平成22年度市予算審議特別委員会がございました。

3月5日(金)301会議室で市校長会がございました

3月7日(日)三高埋立地で行われた、かきカキマラソン開会式に出席その後市長さんと、江田島高等学校閉校式、除幕式、惜別の会へとまいりました。

3月11日(木)市駅伝大会の反省会が能美会場ロッジでございました。

3月12日(金)大柿中学校卒業式がございました。

3月14日(日)第8回県カヌースプリント長距離選手権大会が大君の長浜海岸でございましたので、行ってまいりました。

3月15日(月)本日の市教育委員会議でございます。

以上でございます。

大石
委員長
平上
委員

ありがとうございました。では、続いて日程第2会議録署名委員の指名でございます。本日は、平上委員さんをお願いします

はい、よろしく申し上げます。

大石
委員長

次の日程 議案第6号 人事案件ですがこれは最後にさせていただいて、日程第4議案第7号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について事務局から説明をお願いします。

教育長

それでは失礼いたします。議案第7号江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案についてで、ございます。提案理由といたしましては平成21年3月31日及び4月1日発令の江田島市立小中学校県費負担教職員人事異動にかかわり、校長の任免について広島県教育委員会に内申する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川
次長

はい只今議案となっております議案第7号につきましては、江田島市立小中学校管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年江田島市教育委員会規則第13号）の一部を改正するものであります。提案理由につきましては、先ほど教育長がご説明したとおりでございます。7ページをお開きください、7ページに小学校、8ページに中学校の新旧対照表を載せておりますのでご参照ください、様式第16号の現行「特別支援教育」を「特別支援学級」に教科等の「合科・統合」を「各教科等を合わせた指導」とし、並びにも少し変えております。説明は以上でございます。

大石
委員長

議案7号については、学校教育法等の改正に伴い変わるということですね。皆さんよろしいですか。

全 員

はい、いいです。

大石
委員長

では、次の日程第5議案第8号 江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び江田島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について事務局から説明をお願いします。

教育長

それでは失礼いたします。議案第8号 江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び江田島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案についてで、ございます。提案理由といたしましては、組織再編により、教育総務課と学校教育課の統廃合に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川
次長

はい、それでは49ページをお開きください、江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則案の新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます、下線部分が改正でございます。今回4月1日より教育総務課と学校教育課の統廃合により、教育総務課がなくなり、学校教育課に改正されそれに伴う、江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の改正でございます。第2条の組織については(1)学校教育課 総務係、学事係、指導係 (2)生涯学習課 生涯学習係、スポーツ係とし、第3条 事務分掌については、総務課係の中に総務担当・管理担当係の事務担当を組入れたものです。次に、第2条 江田島市教育委員会公印規則の一部改正でございます。58ページをお開きください、江田島市教育委員会公印規則案の新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます、下線部分が改正でございます。第4条第1項中「教育総務課」を「学校教育課」に改め、別表中「教育総務課」を「学校教育課」に改めるものであります。教育総務課がなくなり、学校教育課に改正されることにより公印保管を教育総務課から学校教育課に改めるものであります。

本件につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

大石
委員長

教育総務課と学校教育課の統廃合による組織の再編成についてですね。皆さん、ご質問等がございますか。

平上
委員

51ページ新旧対照表で現行の(19)学校プールの運営に関すること。とありますが、改正案では、ないようですが、何故でしょうか。

御堂岡
課長

失礼します。学校プールの運営ついてですが、事務のほとんどが学校で行っており、プール開放時の管理は生涯学習課で行っておりますので、改正案では外しております。

大石
委員長
全員

よろしいですか
はい よろしいです。

大石
委員長

では、次の日程第6 議案第9号江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について事務局から説明をお願いします。

教育長

それでは失礼いたします。議案第9号江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案についてでございます。提案理由といたしましては、教育総務課と学校教育課の統廃合に伴い、現行規則の一部を改正す

る必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川次長 はい、それでは67ページをお開きください、江田島市教育委員会の事務局決裁規程案の新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます、下線部分が改正案でございます。教育総務課と学校教育課の統廃合により、教育総務課がなくなり、学校教育課に改正されそれに伴い、教育総務課長の決裁権限を学校教育課長に改めるものであります。本件につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

大石委員長 皆さん、ご質問等がございますか。
それでは、議案第9号江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案についてはよろしいでしょうか。

全員 はい、よろしいです。

大石委員長 続いて、日程第7議案第10号 江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について事務局から説明をお願いします。

教育長 それでは失礼いたします。議案第10号 江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川次長 はい、本件につきましても、教育総務課と学校教育課の統廃合によるものであります。それでは78ページをお開きください、江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱案の新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます、下線部分が改正案でございます。第6条の評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。を、教育委員会事務局学校教育課に改めるものであります。本件につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

大石委員長 皆さん、ご質問等がございますか。
それでは、議案第10号 江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案についてはよろしいでしょうか。

全 員 はい、よろしいです。

大 石 それでは続いて、日程第 8 議案第 11 号 江田島市教育関係施設使用料
委員長 の減免に関する要綱案について事務局から説明をお願いします。

教育長 それでは失礼いたします。日程第 8 議案第 11 号 江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案についてでございます。
行財政改革の推進のために定めた使用料・手数料見直しの基本方針に基づいた使用料の減免基準見直しにより、江田島市として統一した判断基準で対応するために制定する必要があるもので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年江田島市教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重 川 はい江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案についてで
次 長 ございます。提案理由につきましては、先ほど教育長がご説明したとおりでございます。85 ページをお開きください、22 年の 10 月 1 日から 3 月 31 日までは使用料を半額、24 年 4 月 1 日完全実施といたします。これからは照明料・冷暖房費を頂こうというものであります。

大 石 皆さん、ご質問等がございますか。

大 石 10 月からは、いままでは減免の方も照明等を使用すればその使用料も
委員長 要るということですね。

木 原 はい、そのことにつきましては、5 月頃から説明会を始めて行きます。
課 長 市の方針に沿った説明をして行きたいと思っております。

大 石 他にはご質問はございませんか、
委員長 それでは、江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案についてはよろしいでしょうか。

全 員 はい、よろしいです。

大 石 次に日程第 9 議案第 12 号平成 22 年度教育委員会に係る予算について
委員長 事務局から説明をお願いします。

教育長 それでは失礼いたします。議案第 12 号平成 22 年度教育委員会に係る

予算についてでございますが、平成22年度教育予算を審議する必要がある
ので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育
委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるも
のでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川次長 失礼いたします。平成22年度教育委員会に係る予算についてで、ござ
います。別冊になっておりますのでご参照ください。

大石委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

全員 はい、よろしいです。

大石委員長 では、日程第3 議案第6号 人事案件についてです（省略）

以上で会議の日程は終了です。

皆さんお疲れさまでした。

全員 お疲れさまでした。

— 閉会 午前11時00分 —

平成22年 3月15日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係